

# 記入例

様式第4号(第7条関)

## 簡易な収入見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

申請者について、収入の減少がコロナウイルス感染症の影響である場合✓を記入してください。

収入の減少がコロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

なお、児童を養育する方のうち、年間収入見込額の高い方を申請者としてください。

申請者は②-1に、配偶者等は②-2に、令和3年1月以降の任意の1月の収入を記入してください。また、金額が確認できる書類(給与明細書、事業収入の帳簿など)を提出してください。

収入は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入のみを記入することとし、それ以外の収入は記入する必要ありません。

また、非課税のもの、臨時的なもの(賞与等)は各収入には含めません。

申請者は③-1に、配偶者等は③-2に、任意の1月の収入合計額(A+B+C)を12倍した年間収入見込額を記入してください。

- ①低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書と一緒に提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者(③-1、③-2で収入が高い方)が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和3年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 3年 7月		注意事項
収入	給与収入【A】	1450000円 ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】	000000円 ※事業収入または不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】	000000円 ※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金額払込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】		1450000円 ※収入の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額(申請者)	1740000円
--------------	----------

②-2 配偶者等の令和3年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 3年 7月 (※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください)		注意事項
収入	給与収入【A】	000000円 ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】	660000円 ※事業収入または不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】	000000円 ※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金額払込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】		660000円 ※収入の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額(配偶者等)	7920000円
---------------	----------

④ ③-1(申請者)の年間収入見込額が③-2(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額	18770000円
------------	-----------

※③-1(申請者)の年間収入見込額が③-2(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。

※限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204.3万円としてください。

※給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

### <早見表>

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人(例)夫婦子1人	146.9万円
✓ 3人(例)夫婦子1人	187.7万円
4人(例)夫婦子2人	232.7万円
5人(例)夫婦子3人	277.7万円
6人(例)夫婦子4人	322.7万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の者)
- ・扶養親族(16歳未満の者を含む)

→【要件2】申請者について、③-1年間収入見込額が④非課税相当収入限度額以下であること。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

(次ページに続きます)

③-1(申請者)と③-2(配偶者等)を比べ、③-1(申請者)の方が高いことを確認してください。(今回の給付金は、収入金額が高い方を申請者としております。)

申請者について、早見表を使って、申請時点の世帯の状況から限度額を確認して、金額を記入してください。



最後に、③-1(申請者の年間収入見込額)と④(申請者の限度額)を比べ、③-1の方が低い(非課税相当である)ことを確認してください。

